

日本教師教育学会第32回大会  
課題研究Ⅱ「大学教育と教師教育」  
2022.9.18

大学における教職課程の「グランドデザイン」を描く  
「6年間を見通した教員養成システム」の構築

---

勝野正章（東京大学）

# 制度検討WGメンバー

---

金馬国晴(横浜国立大学)

塩津英樹(島根大学)

仲田康一(法政大学)

日暮トモ子(日本大学)

伏木久始(信州大学)

山崎奈々絵(聖徳大学)

勝野正章(東京大学)

# リード文

戦後日本は、教員の量的確保とともに、専門職としての成長(質保証)を目的として、「大学における教員養成」と「開放制」の二大原則の下で教員養成を行ってきました。しかし、教員不足や教員の多忙な労働環境など今日の教員の置かれている状況は複雑化しており、こうした問題に対応すべく、教員が「高度専門職」として、長期にわたる自身の成長を見通すことができる養成・研修制度を設計する必要性がこれまで以上に高まっています。

そもそも、教員養成を大学で行うことの意味は、次のように捉えられるのではないのでしょうか。すなわち、教養教育を通じて働きかけの対象となる人間という存在や人間の行為の意味に対する洞察を行い、また、教育学教育を通じて正答が一義的には見つからない教育の諸問題に向き合い、多様な視点やアプローチから教育という営みについて考察し、教育のありうる姿を自ら構想・具体化する力を身につけることです。こうしたアカデミックな学問としての教育学的教養が、将来のプロフェッショナルな教員を育てることを目指して行われる、大学での養成教育における教職教養の共通基盤として改めて確認されるべきでしょう。

## リード文(続き)

知的学問探究のプロセスとして大学における教員養成を展開し、さらに高度化するためには、教員(養成)の多様性を保障しつつ、教員の基礎資格を大学院(修士)へとレベルアップする必要があります。6年間を見通した制度設計によって、教養教育と教育学教育を結びつけ、さらに「理論と実践の往還」を可能にする教員養成を新たに構想することが可能となります。学部教育だけで不十分なのは、求められる職務が高度化・複雑化していることに加え、日本の大学進学率が高くなった現状において、学士号のみで教職の専門性を高める、地位を向上させる、魅力を増加させるといったことは、もはや難しいということも理由です。

ここでいう大学院は、大きく一般大学院と教職大学院の二つに分けられます。近年の政策は、教員養成系の教育学研究科等をすべて教職大学院に移行させたことに顕著なように、教職大学院を大きく偏重する傾向にあります。しかし、大学院においても多様性を保障し、開放制教員養成を維持することが、幅広く多様な枠組みでの「理論と実践の往還」の実現につながります。その際、学問的基盤を重視した、生涯を通じて研究のできる教員の養成の内実をどのように整備するかという観点から、大学院で行う教員養成においても教育学の果たす重要性を再検討することが求められます。

## (1) 6年間を標準とした多様なルートを保障する免許制度

---

教員の基礎資格を大学院(修士)へとレベルアップするうえで、免許制度の再構築は不可避の課題です。修士レベルの学修・研究を基礎資格とする免許を原則的にすべての教師が取得すべき「標準免許」とすることについて、公認心理師などの先例を参考にしながら検討を進める必要があります。その際、特に重要なことは多様な免許取得ルートを保障することであり、そのためには現職の教員が大学院で学修・研究を行うための経済的負担の軽減はもとより、研修等定数や「研究休暇」制度の拡充など、人事・勤務条件面での条件整備が行われなければなりません。また、真に「大学で行うべき」教員養成という観点から、学士レベルの免許取得に必要な科目・単位数の見直し、削減を図ることも必要です。

# フィードバック

---

## 概ね賛同を得られた点

専門性の担保／社会的地位の向上／多様なルートの確保(現職教師の学びなおし)／費用負担(経済的保障)・研究休暇制度など条件整備の必要性

## 指摘された課題・論点

教員不足に拍車がかかる危険性／インセンティブの必要性(e.g., 給与アップ)／ニーズ把握の必要(学生、現職教師、採用者)／大学院での学びを「標準化」した場合の学びの質の維持／+2年間(大学院レベル)の内容及び研修との関係／国家資格化

「一般大学院の2年間は学生の自主性に任せる、理論を究めたいというところのニーズに応える。+2を考えれば、4年間も探究的にできる。教職大学院は、授業改善を面白がるというか、自分の授業を常に振り返って、授業改善を自発的にやる、ネットワークづくりができるというところに意義がある。」

## (2) 社会人を対象とした教員養成プログラム

---

教員の大量退職・大量採用を背景に教員需要が高まりを見せるなか、多様な背景を持つ社会人を教員として確保することが求められています。外部人材の活用を目指し、教職希望の社会人に教職への道を開くことには意義があります。ただし、特別免許状の交付の増大という安易な方策ではなく、社会人経験を持つ教員に求められる資質能力とは何かを明らかにしつつ、6年間を見通した教員養成システムの中に、社会人対象の教員養成プログラムを明確に位置付けて構築する必要があります。たとえば、学士もしくは修士の学位を既に有する者が、「教科及び教職に関する科目」又は「特別支援教育に関する科目」の単位を1年もしくはそれ以上の期間をかけて修得することで免許が取得できる「教職特別課程」の活用などが考えられます。

# フィードバック

## 概ね賛同を得られた点

社会人経験者が教職に就くルートの確保(教員年齢構成の是正、就職氷河期年齢層、博士課程修了者)／教職特別課程の活用

## 指摘された課題・論点

社会人経験者を拡大することの是非／特別免許状の是非(「交付の増大を一層進めながら、普通免許状、専修免許状への切替えを」「抑制的であるべき」「教科を限るべき」)／勤務条件・待遇の改善／社会人経験者を対象にした教員養成プログラムの内容／教職特別課程を拡大する具体的方策

「学校の教師は視野が狭いから、社会人を入れた方がいいというのは分かるが、安直に教壇に立たせてはいけない。」「学部の教職課程できちんと学んだ先生を人数分ちゃんと配置することの方が優先。」

「社会人に免許を与える際に社会人向けの課程を特別に考えるよりは、ストレートで教職に就く人と同等の科目を課すべき。」「教育の本質を社会人の経験をもって理解し、実践できるような配慮が必要。」「学校の文化を学べる機会、科目が必要。」



### (3) 大学と現場をつなぐ「導入プロセス」の再編

---

ここでいう「導入プロセス」とは、現職経験のない教員が、主に初任期を通じて教職に対する社会化を遂げるプロセスを指します。近年における若手教員の増加や長時間労働の実態に鑑みるならば、初任者の組織への適応を強調するだけでなく、組織が初任者に寄り添いながら技術的・情動的なサポートを提供することが重要です。具体的には、初任者研修を個々の初任者の経験等に応じた「導入プロセス」として再設計するとともに、初任者の業務や責任の分有・軽減を図る体制(教職員配置基準の見直し等)を整備することなどが求められます。また、教員養成段階でも、特に教育実習は導入プロセスの役割を果たすものですが、教員養成系でない大学(院)においては、学位に直結する学修・研究と相反する可能性もあり、適応の向上だけを目指す長期化には慎重さが必要です。むしろ、教育実践研究の基礎を身に付けるものとして充実を図るべきと考えられます。さらに大学としては、卒業生に対して個別フォローを行ったり、実践を交流する場を設定したりすることに加え、権利教育や健康教育(メンタルヘルスの維持を含む)といった学びの機会を提供することも考えられます。

# フィードバック

---

## 概ね賛同が得られた点

若手教師へのサポートの必要性(負担軽減e.g., 採用1年目は学級担任を割り当てない)／教員配置基準の見直し(「いまの現場では難しい」)／初任者研修制度の更なる改善

## 指摘された課題・論点

非正規教員へのケア(講師が正規採用される道筋も)／大学ができることの限界／行政との連携(e.g., 現場のOJTに大学教員が参加)／メンター制(「教師が追い詰められて退職することもある」)／インターン制／教育実習の改善(教員志望率をあげる、フィールド研究、学部と大学院の違いの明確化)／学校全体の仕事環境改善(e.g., 評価)

「大学が教員をフォローするのは難しい。」「大学は学問追究の場。なるべく現場のことは大学に入れてこない方がいい。」

「1～2年間のインターンを考えた方が良く、その場合、給与半額の仮採用とし大学や教育委員会も支援していき、半数は教員になるような欧米の制度が参考になる。」

## (4) 文科省による課程認定制度の限界と改善の方向性

---

文部科学省による課程認定制度については、現状では膨大な数の審査対象に対して省内の審査体制には限界があり、教職課程の質保証の機能を十分に担保できているとはいえません。また、「教職課程コアカリキュラム」が大学等での教育内容を結果的に拘束する影響力をもったことから、課程認定制度自体への批判が高まった面があります。こうした状況のなかで、教師教育にかかわる専門学会には、教職課程の質保証に向けた制度改革案を積極的に提案することが求められます。具体的には、新たな養成カリキュラムの規準として、「ミニマム」ないし「エッセンシャル」カリキュラムを作成することや、教育職員免許法施行規則に規定されている詳細な事項の見直しと柔軟な運用の提言などが考えられます。また、現行の専修免許状についても、6年間を見通した教員養成システムのなかで大学院において学ぶべき教育学教育の内容を踏まえたものとして再検討が必要です。

# フィードバック

---

## 概ね賛同が得られた点

## 指摘された課題・論点

現在の課程認定制度、教職課程コアカリキュラムに対する評価／教員養成の質保証における国、大学、学会それぞれの役割／認証（課程認定）の在り方／（採用試験の）国家試験化／教師教育を担う大学教員の質／「ミニмум」「エッセンシャル」カリキュラムと「コンピテンシーベース」のカリキュラムの関係、具体的な作成方法

「制度を緩めて、きちんとやっていたいける大学ばかりではない。」「審査自体はきちんとやった方がいい。学会（民間組織）が管理するのは絶対にあってはならない。」

「（文科省は）ミニмумのところだけ描く。あとは大学にまかせるのが基本。」

「独自の認証機関を作る方が良い。関連学会+校長会+文部科学省等による認証機関がいいのではないか。」